

修補等の方向性

修補等の検討の方向性

考慮すべき背景

○ 当面の使用における安全性に直ちに問題があるわけではない。

⇒ 工事完了後、引き渡しを受ける段階で、引き渡し時に求める性能を満たしていることを検査(密度試験※等)で確認しているため、当面の使用における安全性にただちに問題があるわけではない。

※ 舗装から切り取った供試体の密度が、基準密度の94%以上を満たすことを求められている。

○ 長期的な耐久性の面で劣る可能性がある。

⇒ 「大型車交通量の多い箇所」、「交差点部」、「橋面」、「排水性舗装」等の箇所は、耐流動性・耐摩耗性・耐剥離性・骨材との付着性などの向上を目的として改質剤を添加することとしているが、再生骨材では改質剤の効果が、現時点では十分な知見が得られていないことから、新規骨材を使用することとしている。

○ 工事に伴う規制により交通への影響が大きい。

⇒ 全国調査など現時点で確認されている再生骨材の混入が確認された道路の工事※は123件(約1,000km)。※維持工事を除く

○ 工事契約において、骨材の価格差分の過払いが生じている

⇒ As合材の単価は、再生合材の方が新規合材よりも安価(新規合材 12,100円/t、再生合材 10,000円/t (東京地区(R6.6)単価))。

検討にあたっての論点

○ 修補を実施する場合の規模(全箇所、経過観察で変状が確認された箇所など)

○ 経過観察を実施する場合の対応(経過観察の期間、変状の目安など)

○ 過払い分の取扱い

⇒ 技術検討ワーキンググループにおいて専門的見地に基づき議論